

## ⑧ 国民健康保険税も社会保険料控除の対象となります

年末調整や確定申告の際に、当該年の国民健康保険税（国保税）の納付額は、社会保険料控除の対象となります。令和元年（平成 31 年）中に納付された国保税の納付額（納付書および口座振替分）について、「所得申告参考資料」を令和 2 年 1 月下旬に送付します。

なお、年末調整のために参考資料（国保税納付額連絡票）が早めに必要な場合は、次のとおり申請してください。

### ○電話で申請する場合

国保税納付額連絡票をご自宅に郵送します。電話での納付額の回答はできません。

### ○保険年金課（市民窓口課）窓口で申請する場合

納税義務者（世帯主）または同一世帯の方には、窓口で「国保税納付額連絡票」を発行します。本人確認できるもの（運転免許証または保険証等）をご持参ください。

※国保税は世帯主課税のため、市役所で加入者個人ごとの納付額はお知らせできません。実際に国保税を納付された方（負担された方）が社会保険料控除として申告することができます。

※特別徴収（年金天引き）されている国保税は、その年金を受給している方が控除を受けられます。公的年金の源泉徴収票をご確認のうえ、申告してください。

問 国保税納付額連絡票について：保険年金課（内線 140）

税の申告および控除について：税務課（内線 113）

## ⑨ 高齢者を対象とした無料の歯科健診を実施します

高齢者の口腔機能の低下や、肺炎等の疾病を予防するために無料の歯科健康診査を実施しています。まだ受診されていない方は、ぜひご利用ください。

実施期限 12月31日（火）

対象 後期高齢者医療被保険者で、以下の生年月日の方

(1) 昭和18年4月1日～昭和19年3月31日生まれの方（満75歳）

(2) 昭和13年4月1日～昭和14年3月31日生まれの方（満80歳）

(3) 昭和 8 年4月1日～昭和 9 年3月31日生まれの方（満85歳）

※ 8月中旬に、対象の方に歯科健康診査の案内を送付しています。

※再発行を希望される場合は、茨城県後期高齢者医療広域連合までご連絡ください。

受診場所 案内に同封の実施歯科医療機関一覧表をご覧ください。

健診内容 問診、口腔内の状態の検査や、口腔機能の評価など。入れ歯の方も受診できます。

実施方法 ご希望の歯科医院を予約し、被保険者証、受診券、受診票、健康手帳、歯ブラシを持って受診してください。

問 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健資格班 TEL 029-309-1212

## ⑩ 「国の教育ローン」は教育資金のサポートをします

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学在学するお子さんをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

融資額 お子さん一人につき 350 万円以内

利率 年 1.71%（令和元年 10 月 1 日現在）

返済期間 15 年以内

※金利と返済期間について詳しくは下記までお問い合わせください

問 教育ローンコールセンター（日本政策金融公庫） TEL 0575-008656 TEL 03-5321-8656